

JNRP31S05-03

鉄鋼・非鉄金属分野の技術的適用文書

(第3版)

2019年7月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用規格及び関連文書	3
3. 用語及び定義	4
4. 一般要求事項	4
5. 組織構成に関する要求事項	4
6. 資源に関する要求事項	4
7. プロセスに関する要求事項	4
8. マネジメントシステムに関する要求事項.....	5
別紙.....	7
改正ポイント	8

鉄鋼・非鉄金属分野の技術的適用文書

序文

この適用文書は、産業標準化法に基づく試験事業者登録制度(以下「JNLA 登録」という。)及び JNLA 認定プログラム(以下「JNLA 認定」という。)における要求事項の一部として用いるものである。

この適用文書は、ISO/IEC 17011(対応する版がある場合には JIS Q 17011 を含む。)の 4.6.2 項及び 4.6.3 項に基づいて作成されるもので、ISO/IEC 17025(対応する版がある場合には JIS Q 17025 を含む。)の要求事項を、当該分野又はそのうちの特定の試験方法に関して、具体的に明確に詳述したものである。そのため、この適用文書は ISO/IEC 17025 の範囲を超えるものを含んでなく、これに従うことによって試験事業者はその要求事項を満たし、また、もしこの適用文書の代替手段が同等の結果を与えることを示すならば、それらが使用されてもよい。

JNLA 登録及び JNLA 認定において申請試験事業者、登録試験事業者又は認定試験事業者は、関連する分野の適用文書に適合することが要求される。

備考 ISO/IEC 17025 との対応を明確にするため、以下の項目番号は、ISO/IEC 17025 と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番となるものもある。

1. 適用範囲

この適用文書は、産業標準化法に基づく登録事業者等に関する省令に基づき告示された試験方法の区分のうち鉄鋼・非鉄金属分野に係る別紙の試験方法の区分に適用するものである。

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用文書

- ・ISO/IEC 17025 (2017): General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- ・産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令
- ・JIS Z 2241: 金属材料引張強度試験方法

2.2 関連文書

- ・ISO/IEC 17011(2017): Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies(適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- ・JNRP21 JNLA 登録の一般要求事項
- ・JNRP23 JNLA 認定の一般要求事項
- ・JNRP22 JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き
- ・URP23 IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針
- ・URP24 IAJapan 技能試験に関する方針

3. 用語及び定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)及び ISO/IEC 17025 で定めるものによる。

4. 一般要求事項

4.1 公平性

「詳述なし。」

4.2 秘密保持

「詳述なし。」

5. 組織構成に関する要求事項

「詳述なし。」

6. 資源に関する要求事項

6.1 一般

「詳述なし。」

6.2 要員

「詳述なし。」

6.3 施設及び環境条件

「詳述なし。」

6.4 設備

「詳述なし。」

6.5 計量トレーサビリティ

「詳述なし。」

6.6 外部から提供される製品及びサービス

「詳述なし。」

7. プロセスに関する要求事項

7.1 依頼、見積仕様書及び契約のレビュー

「詳述なし。」

7.2 方法の選定、検証及び妥当性確認

「詳述なし。」

7.3 サンプルング

「詳述なし。」

7.4 試験・校正品目の取扱い

「詳述なし。」

7.5 技術的記録

「詳述なし。」

7.6 測定不確かさの評価

「詳述なし。」

7.7 結果の妥当性の保証

「詳述なし。」

7.8 結果の報告

JIS Z 2241 金属材料引張試験を行った場合の結果の報告については以下のとおりとする。

7.8.1 一般

7.8.1.2

JIS Z 2241 の 22 試験報告書の項の、「受渡当事者間の協定によって、次の項目の一部を省略してもよい。」の規定について、金属材料引張試験区分の登録試験事業者は、受渡当事者間の協定に基づき、それら項目の内容を当該協定で定める識別記号を用いて省略することができるものと解釈されるが、その場合は、産業標準化法に基づく登録試験事業者に関する省令第四条（証明書の記載事項）を満足するために、当該識別記号を試験報告書に記載しなければならない（当該協定に省略された内容が記載されていない場合は、同省令を満たさないこととなる。）。

7.9 苦情

「詳述なし。」

7.10 不適合業務

「詳述なし。」

7.11 データの管理及び情報マネジメント

「詳述なし。」

8. マネジメントシステムに関する要求事項

8.1 選択肢

「詳述なし。」

8.2 マネジメントシステムの文書化（選択肢 A）

「詳述なし。」

8.3 マネジメントシステム文書の管理（選択肢 A）

「詳述なし。」

8.4 記録の管理（選択肢A）

「詳述なし。」

8.5 リスク及び機会への取組み（選択肢A）

「詳述なし。」

8.6 改善（選択肢A）

「詳述なし。」

8.7 是正処置（選択肢A）

「詳述なし。」

8.8 内部監査（選択肢A）

「詳述なし。」

8.9 マネジメントレビュー（選択肢A）

「詳述なし。」

別紙

この適用文書の適用対象となる JNLA 試験方法区分一覧

区分 No.	試験方法の区分の名称
61	金属材料引張試験

改正ポイント

主な改正内容

- ◆工業標準化法から産業標準化法への法律名称変更に伴う改正

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。